

「金融再生プログラム」の実施状況

平成16年6月30日現在

項目	実施状況
平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る	・8.4%（14年3月期）から、8.1%（14年9月期）、7.2%（15年3月期）、6.5%（15年9月期）、5.2%（16年3月期）と、目標の達成に向け着実に減少。
1. 新しい金融システムの枠組み (1) 安心できる金融システムの構築 (ア) 国民のための金融行政	
(イ) 決済機能の安定確保	・「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を施行（15年4月1日）。
(ウ) モニタリング体制の整備	・「金融問題タスクフォース」を設置（14年12月27日）。これまでに16回開催。
(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮	・銀行免許認可の迅速化について直ちに対応。
(ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充	・信託業の担い手や受託可能財産の範囲の拡大等を内容とする「信託業法案」を第159回通常国会に提出（16年3月5日）し、同国会において閉会中審査案件とされた。
(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備	・RCCにおいて、中小企業再生型信託スキームを創設（14年11月22日）。
(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	・平成14年度健全化計画から適用。
(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の実態に応じた検査を実施。 ・検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に関する説明会等の集中的実施。 ・中小企業の実態に即した検査を確保する観点から、検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂（16年2月26日）。
(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」を金融庁（14年10月25日）・財務局等（14年11月1日）に開設。PR用チラシを地方自治体・商工会・商工会議所等に配付。 ・「『貸し渋り・貸し剥がしホットライン』情報の受付・活用状況について」を四半期毎に公表（直近は16年4月23日）。
(1) 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設	
(2) 「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	
(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結	
(ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備	
①日銀特融による流動性対策 ②預金保険法に基づく公的資金の投入 ③検査官の常駐的派遣	・必要な場合には、直ちに対応。 ・必要な場合には、直ちに対応。 ・「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表（15年4月4日）。
(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革	・厳しく対応する方針。 ・「管理会計上の勘定分離の仕組みの整理について」を公表（15年4月4日）。 ・「金融問題タスクフォース」を設置（14年12月27日）。これまでに16回開催。
①経営者責任の明確化 ②適切な管理方法（「新勘定」、「再生勘定」） ③事業計画のモニタリング	・金融審議会において、「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」を公表（15年7月28日）。「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」を公布（16年6月18日）。
(ウ) 新しい公的資金制度の創設	

項目	実施状況
2. 新しい企業再生の枠組み (1) 「特別支援」を介した企業再生 (ア) 貸出債権のオフバランス化推進 (イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用 (ウ) DIPファイナンスへの保証制度	<ul style="list-style-type: none"> ・的確に対応。財政的措置については、RCCによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。 ・預保・RCCにおいて、「金融再生法第53条買取りに際しての時価についての考え方」を公表(14年12月20日)。 ・「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」を施行(14年12月16日)。
(2) RCCの一層の活用と企業再生 (ア) 企業再生機能の強化 (イ) 企業再生ファンド等との連携強化 (ウ) 貸出債権取引市場の創設 (エ) 証券化機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・RCCにおいて、「RCCの企業再生機能の強化について」を公表(14年11月22日)。 ・預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(14年12月20日)。 ・全国銀行協会において、「貸出債権市場協議会報告書」を公表(15年3月28日)。 ・全国銀行協会において、「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」を公表(16年4月9日)。 ・預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(14年12月20日)。
(3) 企業再生のための環境整備 (ア) 企業再生に資する支援環境の整備 (イ) 過剰供給問題等への対応 (ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定 (エ) 株式の価格変動リスクへの対処 (オ) 一層の金融緩和の期待	<ul style="list-style-type: none"> ・産業再生・雇用対策戦略本部で関係府省に要請(14年11月12日)。 ・経済産業省において、「早期事業再生ガイドライン」を公表(15年2月26日)。 ・「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」を施行(15年4月9日)。 ———— ————
(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定(14年12月19日)。 ・「株式会社産業再生機構法」を公布(15年4月9日)。同機構設立(15年4月16日)。現在、18件について支援決定(うち12件については買取決定)。
3. 新しい金融行政の枠組み (1) 資産査定を厳格化 (ア) 資産査定に関する基準の見直し ①引当に関するDCF的手法の採用 ②引当金算定における期間の見直し ③大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一 ④デット・エクィティ・スワップの時価評価	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」を公表(15年2月25日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(15年2月25日)。 ・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を公表(15年2月25日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(15年2月25日)。 ・平成15年1月よりスタートする検査から適用。 ・取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行(14年11月11日)、日本公認会計士協会(14年11月12日)に要請。

項目	実施状況
⑤再建計画の厳格な検証	<ul style="list-style-type: none"> ・「再建計画検証チーム」を設置（14年12月24日）し、平成15年1月以降の検査において検証。
⑥担保評価の厳正な検証	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行に法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化および自行評価（子会社評価を含む）の運用の強化を要請（15年3月14日）。
(イ) 特別検査の再実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別検査等の実施結果について」を公表（15年4月25日）。 ・「特別検査フォローアップの結果について」を公表（15年11月14日）。 ・「特別検査の結果について」を公表（16年4月27日）。
(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行の自己査定と検査結果の格差を公表（14年11月8日、15年9月9日）。
(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインの改正を公表（14年12月10日）。
(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会の報告（14年12月16日）を踏まえ、一般上場企業等を対象として内閣府令を改正（15年3月31日）。主要行は平成15年3月期の有価証券報告書から実施。
(2) 自己資本の充実	
(ア) 自己資本を強化するための税制改正	
①引当金に関する新たな無税償却制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省に要望（14年11月7日）。 ・平成15年度与党税制改正大綱において、「繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、税制上の措置についても検討を続ける」とされた（14年12月13日）。 ・平成16年度税制改正要望として関係府省に要望（15年8月29日）。
②繰戻還付金制度の凍結措置解除	<ul style="list-style-type: none"> ・本要望の実現へ向け、必要な論点整理を行うため、「金融機関の自己資本充実に関する税制研究会」を開催（15年10月16日、11月12日）。 ・平成16年度与党税制改正大綱において、「金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応や関連する企業会計制度の検討とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、検討する」とされた（15年12月17日）。なお、欠損金の繰越控除の期間については、5年から7年に延長された（平成13年度発生分から適用）。
③欠損金の繰越控除期間の延長検討	
(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正な評価について主要行に要請（14年11月11日）。 ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において、「経過報告」を公表（15年7月28日）。 ・繰延税金資産の情報開示の拡充について主要行に要請（15年10月31日）。 ・金融審議会金融分科会第二部会から報告書「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」を公表（16年6月22日）。
(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表（15年2月25日）。
(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインの改正を公表（15年2月21日）。
(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において、「経過報告」を公表（15年7月28日）。 ・金融審議会金融分科会第二部会から報告書「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」を公表（16年6月22日）。
(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行等に対して、平成15年3月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請（15年4月4日）。銀行法施行規則等を改正（15年4月14日）。 ・日本公認会計士協会において、業種別監査委員会報告「自己資本比率算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱いについて」を公表（15年4月15日）。

項 目	実施状況
<p>(3) ガバナンスの強化</p> <p>(ア) 外部監査人の機能</p> <p>(イ) 優先株の普通株への転換</p> <p>(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出</p> <p>(エ) 早期是正措置の厳格化</p> <p>(オ) 「早期警戒制度」の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会に要請（14年11月12日）。 ・日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表（15年2月25日）。 ・「公的資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」を公表（15年4月4日）。 ・「公的資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について」を公表（15年6月30日）。 ・事務ガイドラインの改正を公表（14年12月10日）。 ・事務ガイドラインの改正を公表（14年12月10日）。
<p>4. 今後の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会において、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表（15年3月27日）。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表（15年3月28日）。 ・各中小・地域金融機関より「リレーションシップバンキングの機能強化計画」提出（～15年8月29日）。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」を公表（15年10月7日）。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況（平成15年度上半期）について」を公表（16年1月16日）。